

北海道武蔵女子大学成績評価規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道武蔵女子大学学則第31条に定める学業成績の評価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(成績評価の方法)

第2条 成績の評価は、試験及びその他の方法をもって、授業科目担当教員が総合的に判定して行うものとする。

(試験の種類)

第3条 試験は通常試験と特別試験に分け、通常試験は学期末試験及びレポート・実技等試験とし特別試験は追試験及び再試験とする。

(学期末試験)

第4条 学期末試験とは、授業科目について学期末に期間を定めて行う筆記試験をいい、レポート・実技等試験とは学期末試験に代えて、授業科目につき随時行う試験をいう。

2 学長は学期末試験の期日・時間割を学期末試験期間の14日前に公示するものとする。

(受験資格)

第5条 授業科目について行われる試験を受けるためには、所定期間内に当該授業科目の履修登録をしなければならない。

2 次の各号に該当する者は試験を受けることができない。

- (1) 当該授業科目について履修登録をしていない者
- (2) 休学中の者
- (3) 停学処分を受け停学期間中の者
- (4) 履修登録をした当該授業科目の欠席回数が当該授業科目の全授業回数 $\frac{3}{10}$ を超えた者
- (5) 試験開始時刻に20分以上遅れて試験場に到着した者
- (6) 学生証または仮学生証を所持していない者

(成績評価)

第6条 成績評価は、秀、優、良、可、不可の5種類とする。

2 100点方式で、優は80点以上、良は70点以上80点未満、可は60点以上70点未満、不可は60点未満とする。

3 秀は、100点方式で90点以上であり、なおかつ特段に優秀である場合に付すことのできる評価とし、原則としてその数は当該科目履修者全体の15%以下とする。

4 履修登録をした当該授業科目の欠席回数が当該授業科目の全授業回数 $\frac{3}{10}$ を超えた者の成績評価は不可とする。

5 学則第31条の2、第31条の3及び第31条の4に定める単位の認定に関しては、成績評価は行わず、所定の単位のみ認定するものとする。

(単位修得の認定)

第7条 成績評価のうち秀、優、良、可を合格として所定の単位を認定する。不可については単位を認定しない。

(グレード・ポイント・アベレージによる評価)

第8条 学修の状況及び成果を示す指標として、グレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。)による評価を行う。

2 GPAの取扱については、別に定めるものとする。

(試験の欠席)

第9条 学期末試験を欠席した者は、「試験欠席届」を提出しなければならない。なお、欠席事由を証明する書類がある場合は添付するものとする。

(追試験)

第10条 学期末試験を欠席した者が追試験の受験を希望し、教務委員会が「試験欠席届」及び添付書類に基づき、試験欠席事由を正当と判断した場合は、その者に対して追試験を実施するものとする。

2 追試験の結果による成績評価は、第6条第1項、同第2項及び同第3項に基づくものとする。

(再試験)

第11条 成績評価が不可になった者については、再試験を実施するものとする。

2 なお、第6条第4項に該当する者については再試験を実施しない。

3 再試験を希望する者は、大学が定める所定の期日までに再試験願を提出し、所定の再試験料を納付しなければならない。

4 再試験の結果、合格となった場合の再試験成績評価は可に限るものとし、秀・優・良の評価は付さない。

(試験に代わる方法への準用)

第12条 試験に代わる方法によって成績の評価を行う場合は、本規程を準用するものとする。

(不正行為と懲戒)

第13条 学期末試験及び特別試験のうち筆記試験において不正行為を行った者については、当該科目の成績を不可とする。

2 不正行為を行った者に対しては、学則第49条に基づき、学長はこれを懲戒することができる。

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃については、教授会の議を経て定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。